

電気の規制料金に係る審査について

2023年3月13日

経済産業省

電力・ガス取引監視等委員会事務局



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 料金制度専門会合における審査状況

2. 公聴会及び「国民の声」

3. 燃料費等の採録期間に係る議論

規制料金（特定小売供給約款料金）の算定・審査フロー

<前提条件>

- 経営効率化努力
【取組の例】
 - ・新技術導入
 - ・資材調達効率化等
- 電力需要の想定
- 電源確保の計画

<費用の精査>

支出
(営業費)

- 人件費
 - 燃料費
 - 購入電力料
 - 減価償却費
 - 修繕費
 - 原子力バックエンド費用
- 等

収入
(控除収益)

- 販売電力料 等

資金調達コスト
(事業報酬)

託送料金制度
(レベニューキャップ)

<費用の配賦・レートメイク>

非ネットワーク費用
(自由化部門)

非ネットワーク費用
(規制部門)

ネットワーク費用
(託送料金)

小売料金
(規制部門)

<認可後>

- 部門別収支
自由化部門の赤字を規制部門で補填していないか等を確認
- 電気事業監査
各大手電力の業務・経理の状況を監査
- 事後評価
規制部門の利益率が必要以上に高くなっていないか等を確認

各事業者の申請概要

- 各事業者の申請原価と現行原価との内訳別の比較は、以下のとおり。

(単位：億円、単位未満は四捨五入)

| 原価算定期間 | 北海道 | | | 東北 | | | 東電EP | | | 北陸 | | | 中国 | | | 四国 | | | 沖縄 | | |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|
| | 今回 23-25 | 現行 13-15 | 差 | 今回 23-25 | 現行 13-15 | 差 | 今回 23-25 | 前回 12-14 | 差 | 今回 23-25 | 現行 08 | 差 | 今回 23-25 | 現行 08 | 差 | 今回 23-25 | 現行 13-15 | 差 | 今回 23-25 | 現行 08 | 差 |
| 燃料費 | 3,582 | 2,098 | 1,484 | 11,299 | 4,938 | 6,360 | - | 24,538 | ▲24,538 | 3,992 | 1,023 | 2,969 | 5,468 | 2,910 | 2,558 | 2,446 | 1,279 | 1,167 | 971 | 394 | 577 |
| 購入電力料 | 1,940 | 912 | 1,028 | 8,963 | 3,540 | 5,423 | 67,097 | 7,898 | 59,199 | 2,038 | 413 | 1,625 | 4,868 | 1,710 | 3,158 | 2,320 | 641 | 1,679 | 507 | 139 | 367 |
| 販売電力料 | ▲934 | ▲34 | ▲901 | ▲7,107 | ▲2,065 | ▲5,042 | ▲15,310 | ▲1,551 | ▲13,759 | ▲2,192 | ▲618 | ▲1,574 | ▲2,248 | ▲263 | ▲1,985 | ▲1,744 | ▲180 | ▲1,564 | ▲135 | - | ▲135 |
| 人件費 | 229 | 208 | 21 | 459 | 472 | ▲13 | 261 | 1,241 | ▲981 | 241 | 227 | 15 | 291 | 457 | ▲166 | 195 | 224 | ▲29 | 66 | 87 | ▲21 |
| 修繕費 | 434 | 540 | ▲107 | 868 | 722 | 145 | 1 | 1,686 | ▲1,685 | 415 | 337 | 79 | 488 | 438 | 51 | 317 | 309 | 7 | 80 | 85 | ▲5 |
| 減価償却費 | 355 | 537 | ▲182 | 971 | 1,002 | ▲31 | 98 | 2,779 | ▲2,682 | 329 | 642 | ▲312 | 701 | 525 | 176 | 329 | 283 | 45 | 87 | 92 | ▲6 |
| その他経費 | 736 | 538 | 198 | 1,191 | 1,038 | 153 | 1,040 | 3,488 | ▲2,448 | 514 | 310 | 204 | 783 | 661 | 122 | 631 | 525 | 105 | 72 | 104 | ▲33 |
| 公租公課 | 208 | 195 | 14 | 481 | 363 | 117 | 141 | 1,014 | ▲873 | 200 | 193 | 7 | 308 | 255 | 53 | 166 | 136 | 30 | 31 | 23 | 8 |
| 原子力バック エンド費用 | 46 | 56 | ▲10 | 155 | 24 | 131 | - | - | - | 57 | 46 | 11 | 114 | 102 | 12 | 151 | 88 | 63 | - | - | - |
| 事業報酬 | 323 | 278 | 45 | 660 | 536 | 124 | 299 | 1,726 | ▲1,427 | 255 | 290 | ▲36 | 527 | 268 | 259 | 208 | 190 | 17 | 62 | 52 | 9 |
| 控除収益 | ▲127 | ▲52 | ▲75 | ▲161 | ▲91 | ▲70 | ▲62 | ▲341 | 279 | ▲113 | ▲31 | ▲82 | ▲282 | ▲92 | ▲190 | ▲188 | ▲63 | ▲124 | ▲8 | ▲11 | 3 |
| 総原価 ※1 | 6,792 | 5,277 | 1,515 | 17,779 | 10,480 | 7,299 | 53,563 | 42,478 | 11,085 | 5,737 | 2,833 | 2,904 | 11,018 | 6,971 | 4,047 | 4,836 | 3,437 | 1,399 | 1,732 | 967 | 765 |

※1 送配電関連費を除く。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|--------|--------|---------------|-----|-----|---------------|-------|-------|---------------|-----|-----|---------------|-----|-----|---------------|
| 値上げ幅 ※2 | 1,763 | 1,307 | 34.87% | 3,494 | 2,628 | 32.94% | 12,985 | 10,042 | 29.31% | 584 | 401 | 45.84% | 1,365 | 1,039 | 31.33% | 769 | 600 | 28.08% | 830 | 577 | 43.81% |
|----------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|--------|--------|---------------|-----|-----|---------------|-------|-------|---------------|-----|-----|---------------|-----|-----|---------------|

※2 規制料金の対象原価。

※3 北海道は託送料金の値上げ幅（2.70%）を含む。

標準的な家庭における電気料金の試算結果

- 各事業者の申請内容に基づき、**標準的な家庭における電気料金**（使用量を30A・400kWh／月と想定）**の月額**を試算すると、以下のとおり。

| | 北海道 | 東北 | 東電EP | 北陸 | 中国 | 四国 | 沖縄 |
|------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 現行 | 15,662円 (39円/kWh) | 13,475円 (34円/kWh) | 14,444円 (36円/kWh) | 11,155円 (28円/kWh) | 13,012円 (33円/kWh) | 12,884円 (32円/kWh) | 14,074円 (35円/kWh) |
| 今回申請 | 20,455円 (51円/kWh) | 17,601円 (44円/kWh) | 18,431円 (46円/kWh) | 16,158円 (40円/kWh) | 16,959円 (42円/kWh) | 16,276円 (41円/kWh) | 19,418円 (49円/kWh) |
| 値上げ率 | +31%※ | +31% | +28% | +45% | +30% | +26% | +38% |

※ 託送料金の値上げ影響を含めた場合は、「+32%」。

料金制度専門会合の委員構成

- 電力・ガス取引監視等委員会の下に置かれ、以下の12名の座長・委員・専門委員により構成。
- 規制料金の変更認可申請に係る査定方針案等を、**中立的・客観的かつ専門的な観点で検討**。

| | 氏名 | 肩書 |
|------|--------|--|
| 座長 | 山内 弘隆 | 武蔵野大学経営学部 特任教授 |
| 委員 | 北本 佳永子 | EY 新日本有限責任監査法人 常務理事 パートナー 公認会計士 |
| | 圓尾 雅則 | SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター |
| 専門委員 | 安念 潤司 | 中央大学大学院 法務研究科 教授 |
| | 男澤 江利子 | 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士 |
| | 梶川 融 | 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長 |
| | 川合 弘造 | 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士 |
| | 河野 康子 | 一般財団法人 日本消費者協会 理事 |
| | 東條 吉純 | 立教大学法学部 教授 |
| | 華表 良介 | ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター & パートナー |
| | 平瀬 祐子 | 東洋大学理工学部 准教授 |
| | 松村 敏弘 | 東京大学社会科学研究所 教授 |

(五十音順、敬称略)

料金制度専門会合における審査体制

- 規制料金の変更認可申請に係る各費用項目について、それぞれ詳細なデータの確認等が必要。
- そのため、以下のとおり、**料金制度専門会合の委員3名で一組の審査チーム**を計4チーム設置し、**審査チームごとに担当項目を設定し**、詳細な審査を実施。

各審査チームの委員構成・担当項目

| 審査チーム | | | | 担当項目 |
|-------|----|----|----|---|
| チームA | 安念 | 北本 | 華表 | <ul style="list-style-type: none">・ 経営効率化・ 人員計画・人件費・ 公租公課 |
| チームB | 河野 | 東條 | 圓尾 | <ul style="list-style-type: none">・ 購入・販売電力料・ 設備投資・事業報酬・ 修繕費 |
| チームC | 男澤 | 松村 | 山内 | <ul style="list-style-type: none">・ 需要想定・供給力・ 燃料費・ 控除収益・ 費用の配賦・レートメイク・約款 |
| チームD | 梶川 | 川合 | 平瀬 | <ul style="list-style-type: none">・ 原子力バックエンド費用・ その他経費 |

(五十音順・敬称略)

料金制度専門会合における審査経過①（2023年3月13日時点）

| 日時 | | 審査事項 |
|-------|--------|---|
| 2022年 | 12月7日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定小売供給約款の変更認可申請に係る対応 ・ 事業者（5社）の変更認可申請の概要 |
| | 12月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回会合で頂いた御意見に係る事務局での整理 ・ 経営効率化① |
| | 12月26日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要想定・供給力① ・ 購入・販売電力料 |
| 2023年 | 1月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員計画・人件費① ・ 燃料費 |
| | 1月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力バックエンド費用 ・ 設備投資① ・ 事業報酬① |
| | 1月27日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報酬② ・ 控除収益① ・ 公租公課 ・ 需要想定・供給力② |
| | 2月6日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者（2社）の変更認可申請の概要 ・ 修繕費 ・ その他経費① ・ 人員計画・人件費② |
| | 2月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ その他経費② ・ 経営効率化② ・ 需要想定・供給力③ |
| | 2月24日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用の配賦 ・ 人員計画・人件費③ |

料金制度専門会合における審査経過②（2023年3月13日時点）

| 日時 | | 審査事項 |
|-------|------|---|
| 2023年 | 3月3日 | <ul style="list-style-type: none">• 燃料費等の採録期間• 設備投資②• 事業報酬③• 控除収益② |

審査における現時点での主な論点①

| 審査項目 | 主な論点（例） |
|-------------|---|
| 経営効率化 | <ul style="list-style-type: none"> 資材調達や工事発注などにおける効率化努力 |
| 需要想定・供給力 | <ul style="list-style-type: none"> 需要種別の需要の算定根拠 原子力発電所の再稼働を織り込んでいる場合の燃料費・修繕費等に及ぼす影響 |
| 人員計画・人件費 | <ul style="list-style-type: none"> 従業員1人当たりの生産性 賃上げの織り込みに関する取扱い |
| 購入・販売電力料 | <ul style="list-style-type: none"> 発販分離会社における購入電力料の取扱い 電力スポット市場価格の想定方法や採録期間 |
| 燃料費 | <ul style="list-style-type: none"> 燃料費の採録期間 燃料費の低減に向けた効率化努力 中長期的な燃料の調達計画 |
| 原子力バックエンド費用 | <ul style="list-style-type: none"> 法令に基づいた費用算定 |

審査における現時点での主な論点②

| 審査項目 | 主な論点（例） |
|-------------------|---|
| 設備投資 | <ul style="list-style-type: none">• 需要想定・供給力と設備投資計画との整合性 |
| 事業報酬 （資金調達コスト） | <ul style="list-style-type: none">• 資金調達コストの算定に用いるデータ（例：公社債利回り）の採録期間等の妥当性 |
| 修繕費 | <ul style="list-style-type: none">• 需要想定・供給力と修繕計画との整合性• 費用がメルクマールを超過している場合の適正性 |
| その他経費 | <ul style="list-style-type: none">• 火力発電所の稼働に伴う灰処理費の算定方法の妥当性• 普及開発関係費の妥当性 |
| 公租公課 | <ul style="list-style-type: none">• 法令に基づいた費用算定• 料金原価上の法人税等の算定方法の妥当性 |
| 控除収益 | <ul style="list-style-type: none">• 法令に基づいた費用算定 |
| 費用の配賦 | <ul style="list-style-type: none">• 法令に基づいた費用配分 |

1. 料金制度専門会合における審査状況

2. 公聴会及び「国民の声」

3. 燃料費等の採録期間に係る議論

公聴会の開催①

- 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第34条第1項の規定に基づき、「**電気料金値上げ認可申請に係る公聴会**」を以下のとおり開催。
- 現在、沖縄・四国・中国・北陸・東北で公聴会を実施済（インターネット（YouTube）による同時中継も実施）。
- 今後、値上げ認可申請を行った他の2社（北海道・東京）についても、実施予定。

① **沖縄電力株式会社【実施済】**

日時：2023年1月30日（月）

場所：那覇市ぶんかテンプス館（沖縄県那覇市牧志3丁目2番10号）

意見陳述人募集期間：2022年12月5日（月）～2023年1月16日（月）

② **四国電力株式会社【実施済】**

日時：2023年2月1日（水）

場所：かがわ国際会議場（香川県高松市サンポート2番1号高松シンボルタワー）

意見陳述人募集期間：2022年12月5日（月）～2023年1月18日（水）

③ **中国電力株式会社【実施済】**

日時：2023年2月9日（木）

場所：広島国際会議場（広島県広島市中区中島町1番5号）

意見陳述人募集期間：2022年12月5日（月）～2023年1月26日（木）

公聴会の開催②

(続き)

④北陸電力株式会社【実施済】

日時：2023年2月14日（火）

場所：富山県民会館（富山県富山市新総曲輪4番18号）

意見陳述人募集期間：2022年12月5日（月）～2023年1月31日（火）

⑤東北電力株式会社【実施済】

日時：2023年2月16日（木）

場所：日立システムズホール仙台（宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘3丁目27番5号）

意見陳述人募集期間：2022年12月5日（月）～2023年2月2日（木）

⑥東京電力エナジーパートナー株式会社

日時：2023年4月13日（木）9時から（4月14日（金）予備日（※1））

場所：経済産業省本館17階 第1～3共用会議室(東京都千代田区霞が関1-3-1)（※2）

意見陳述人募集期間：2023年2月14日（火）～2023年3月30日（木）

（※1）意見陳述人が多数の場合には4月13日に加え、14日にも開催。

（※2）インターネット（YouTube）による同時中継を実施。

公聴会の開催③

(続き)

⑦北海道電力株式会社

日時：2023年4月20日（木）10時から（4月21日（金）予備日（※1））

場所：札幌コンベンションセンター（北海道札幌市白石区東札幌6条1丁目1番1号）（※2）

意見陳述人募集期間：2023年2月14日（火）～2023年4月6日（木）

（※1）意見陳述人が多数の場合には4月20日に加え、21日にも開催。

（※2）インターネット（YouTube）による同時中継を実施。

- 電気料金の適正性について国民の皆様の理解を得るため、徹底した情報公開とともに、透明性の高いプロセスが重要であることから、電気料金値上げ認可申請を行った各事業者の申請内容について、以下の期間、**国民の皆様からの意見**を募集。

① 沖縄電力株式会社

募集期間：2022年12月5日（月）～2023年1月30日（月）

② 四国電力株式会社

募集期間：2022年12月5日（月）～2023年2月1日（水）

③ 中国電力株式会社

募集期間：2022年12月5日（月）～2023年2月9日（木）

④ 北陸電力株式会社

募集期間：2022年12月5日（月）～2023年2月14日（火）

⑤ 東北電力株式会社

募集期間：2022年12月5日（月）～2023年2月16日（木）

⑥ 東京電力エナジーパートナー株式会社

募集期間：2023年2月14日（火）～2023年4月13日（木）（※）必着

⑦ 北海道電力株式会社

募集期間：2023年2月14日（火）～2023年4月20日（木）（※）必着

（※）公聴会が予備日も開催される場合、締め切りは予備日まで延長。

- 官報・経済産業省Webサイト・経済産業省広報Twitterに案内を掲載するとともに、沖縄地域内の地方自治体・消費者団体・中小企業団体など、累計で180以上の団体に周知を依頼。
- 3名の方から意見陳述の届出があり、全員を意見陳述人として指定。
- 公聴会の模様はYouTubeで配信され、傍聴人は252名（同時視聴者数の最大値）。
- 意見陳述人からの意見陳述に加え、公聴会の開催前までに寄せられた「国民の声」を紹介。
- 電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合の委員として、河野委員・東條委員・華表委員が参加し、意見陳述人からの意見陳述や「国民の声」に対して発言。

<意見陳述における主な御意見>

- **値上げに関する御意見**（燃料調達のコスト増による一定の値上げはやむを得ない。値上げが行われた場合、受け入れざるを得ず、他の支出を抑えることも非常に困難。値上げには断固反対。段階的な値上げを検討すべき。 など）
- **経営効率化に関する御意見**（人件費抑制による従業員の離職やモチベーションの低下による長期的な経営効率の低下を懸念。役職数の適正化及び能力・パフォーマンスに基づく人事制度を整備することで人件費を抑制すべき。若手の活用により費用のみに着目しないソフト面の経営効率化に取り組むべき。 など）
- **その他の御意見**（再エネ賦課金を廃止すべき。政府による支援をお願いしたい。カーボンニュートラルへの積極的な投資をすべき。 など）

- 官報・経済産業省Webサイト・経済産業省広報Twitterに案内を掲載するとともに、四国地域内の地方自治体・消費者団体・中小企業団体など、累計で200以上の団体に周知を依頼。
- さらに、地元の消費者団体に再周知も実施したが、意見陳述の届出が無かったため、意見陳述は実施せず、「国民の声」として寄せられた意見を紹介するとともに、四国電力や資源エネルギー庁から回答。
- 公聴会の模様はYouTubeで配信され、傍聴人は45名（同時視聴者数の最大値）。
- 電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合の委員として、梶川委員・川合委員・圓尾委員が参加し、「国民の声」に対して発言。

<「国民の声」における主な御意見>

- **値上げに関する御意見**（値上げ反対。段階的な値上げをすべき。値上げ幅が大きい。燃料価格高騰による値上げはやむを得ない。値上げに係る行政支援が不可欠。 など）
- **原子力発電に関する御意見**（早期に再稼働すべき。小型原子力発電を新設すべき。原子力発電にコストをかけて使い続けることを見直すべき。 など）
- **人件費・経営効率化・経営責任に関する御意見**（人件費を削減すべき。どのくらい身を削ったかを公開すべき。経営努力が足りない。顧客を軽視している。 など）

- 官報・経済産業省Webサイト・経済産業省広報Twitterに案内を掲載するとともに、中国地域内の地方自治体・消費者団体・中小企業団体など、累計で200以上の団体に周知を依頼。
- 4名の方から意見陳述の届出があり、全員を意見陳述人として指定。
- 公聴会の模様はYouTubeで配信され、傍聴人は112名（同時視聴者数の最大値）。
- 意見陳述人からの意見陳述に加え、公聴会の開催前までに寄せられた「国民の声」を紹介。
- 電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合の委員として、安念委員・河野委員・松村委員が参加し、意見陳述人からの意見陳述や「国民の声」に対して発言。

<意見陳述における主な御意見>

- **カルテルと値上げに関する御意見**（カルテルと値上げが同時期に起こったということは何かあるのではないか。カルテルの真相と責任が明らかになるまで値上げすべきでない。値上げ申請は一旦保留すべき。 など）
- **原子力発電に関する御意見**（値上げ抑制のために再稼働を求めているが解決策となるのか疑問。原子力発電関係の費用が電気料金にどのくらい含まれているか可視化すべき。再稼働による燃料費削減効果だけでなく、使用済核燃料の処理費用や補償に関する費用も考慮すべき。 など）
- **再生可能エネルギーに関する御意見**（再生可能エネルギーの普及に政策面・技術面共に本気で実行してこなかった。火力発電を極力抑えて太陽光発電を最大限利用すべき。なぜ再エネ賦課金を支払い続けなければならないのか。 など）

- 官報・経済産業省Webサイト・経済産業省広報Twitterに案内を掲載するとともに、北陸地域内の地方自治体・消費者団体・中小企業団体など、累計で160以上の団体に周知を依頼。
- 8名の方から意見陳述の届出があり、全員を意見陳述人として指定。
- 公聴会の模様はYouTubeで配信され、傍聴人は194名（同時視聴者数の最大値）。
- 意見陳述人からの意見陳述に加え、公聴会の開催前までに寄せられた「国民の声」を紹介。
- 電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合の委員として、河野委員・華表委員・圓尾委員・山内委員が参加し、意見陳述人からの意見陳述や「国民の声」に対して発言。

<意見陳述における主な御意見>

- **値上げに関する御意見**（値上げ幅が大きすぎるためこのままでは認められない。燃料高騰によるもので止むを得ない一面がある。特に低所得者や生活困窮者に対して、支払いの猶予や分割支払いの相談に応じるなど十分な配慮をお願いする。 など）
- **経営効率化に関する御意見**（経営姿勢の歪みについて、その結果生じてしまったツケを消費者に押し付けることはとんでもない。さらなる経営効率化がどこまで可能かをヒアリングし、値上げ幅が社会的に妥当であるかを慎重に審査してほしい。値上げの背景には北陸電力の経営判断の誤りがあるのではないかと考える。 など）
- **原子力発電に関する御意見**（志賀原発について、再稼働を見込むことはそもそも許されない。火力の発電コストが上昇した今を逃せば、志賀原発再稼働の必要性を世論に訴える機会がなくなると考えているのではないか。北陸電力の原発の計画は正しくないことを理解してもらい、値上げについて厳しい判断をしてほしい。 など）

- 官報・経済産業省Webサイト・経済産業省広報Twitterに案内を掲載するとともに、東北地域内の地方自治体・消費者団体・中小企業団体など、累計で200以上の団体に周知を依頼。
- 11名の方から意見陳述の届出があり、全員を意見陳述人として指定。
- 公聴会の模様はYouTubeで配信され、傍聴人は87名（同時視聴者数の最大値）。
- 意見陳述人からの意見陳述に加え、公聴会の開催前までに寄せられた「国民の声」を紹介。
- 電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合の委員として、安念委員・川合委員・北本委員・山内委員が参加し、意見陳述人からの意見陳述や「国民の声」に対して発言。

<意見陳述における主な御意見>

- **値上げに関する御意見**（規制料金は低圧の最終保障供給という位置づけであるため値上げは致し方ないと考える。原価分の上昇について電気料金価格への転嫁は抑制的に行うべきであり値上げ幅を縮減してほしい。なぜ燃料費でない基本料金も値上げなのか。 など）
- **原子力発電に関する御意見**（原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換に踏み出すべき。安全対策工事費やバックエンド費用など多額の費用がかかっており、経済合理性の観点からも原子力政策の推進の方向性について検討すべき。女川原発の再稼働を充てにした経営改善では、今後さらなる値上げが予想され、将来に負担を先送りするだけになる。 など）
- **再生可能エネルギーに関する御意見**（将来どのように再生可能エネルギーの拡大を進めていくのかの計画を国民・県民にも示すべき。燃料変動の少ない再生可能エネルギーによる発電量を増やす必要がある。系統制約の問題や発電量の調整など再エネ拡大のために様々な課題があるが国の政策や電気事業者の努力によって積極的に進めるべき。 など）

1. 料金制度専門会合における審査状況

2. 公聴会及び「国民の声」

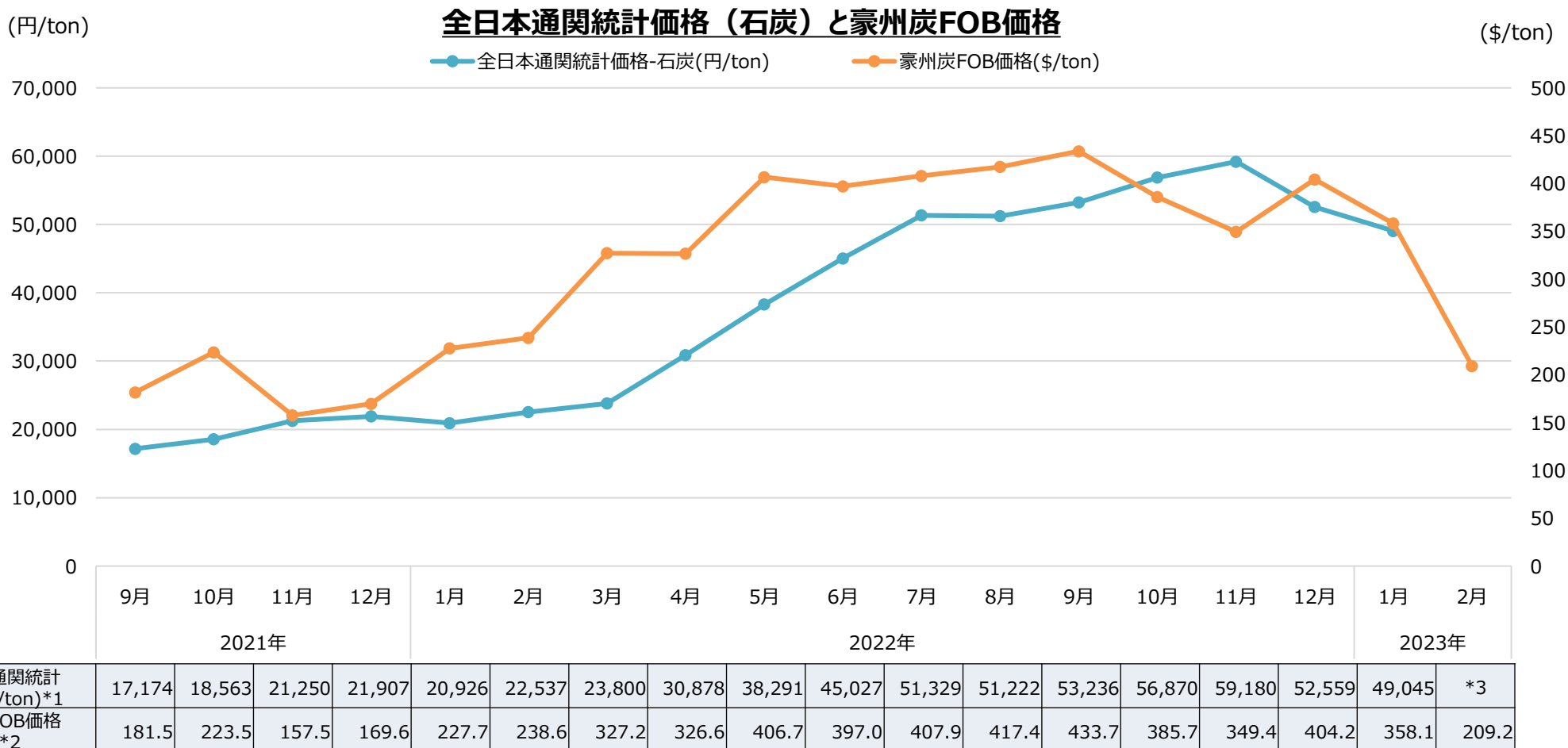
3. 燃料費等の採録期間に係る議論

燃料費等の採録期間に係る議論の背景

- 今般の料金改定申請は、各事業者の説明によれば、為替変動を含めた燃料価格の高騰や、それを受けた卸電力市場価格の高騰等が主たる要因である。
- 一方、各事業者からの料金改定申請が行われた後も、為替や燃料価格、卸電力市場価格は大きく変動しており、足下では申請時点よりも低い水準にある。
- こうした中、料金制度専門会合においても、為替が大きく変動している中、申請の直近の3ヶ月の平均値で考えるのが適正なのか検討が必要、といった御指摘があった。
- また、「国民の声」においても、為替、燃料価格が下落しており、そのまま認可すべきではない、といった御意見が寄せられている。
- さらに、消費者庁の「消費者の視点からの疑問点・意見」においても、燃料費については申請時点からの時点補正を行うべきではないか、燃料費調整制度における基準価格をより低く設定することが望ましい、といった御指摘があった。
- 本年2月24日に開催された第7回物価・賃金・生活総合対策本部では、総理大臣から経済産業大臣に対し、直近の為替や燃料価格水準も勘案するなど厳格かつ丁寧な審査を行うよう、指示があったところ。
- このような様々な御指摘を踏まえて、料金制度専門会合（第37回）で、**為替や燃料価格、卸電力市場価格の採録期間のあり方**などを御議論いただいた。

【参考】燃料価格の推移（石炭）

- 足下で、豪州産の石炭の積み地ベースの価格（FOB価格）は大幅に下落。
- 日本着ベースの価格（貿易統計価格）も昨年11月をピークに低下傾向。



*1：財務省ホームページより事務局集計。なお、2023年1月の数値は9桁速報値。

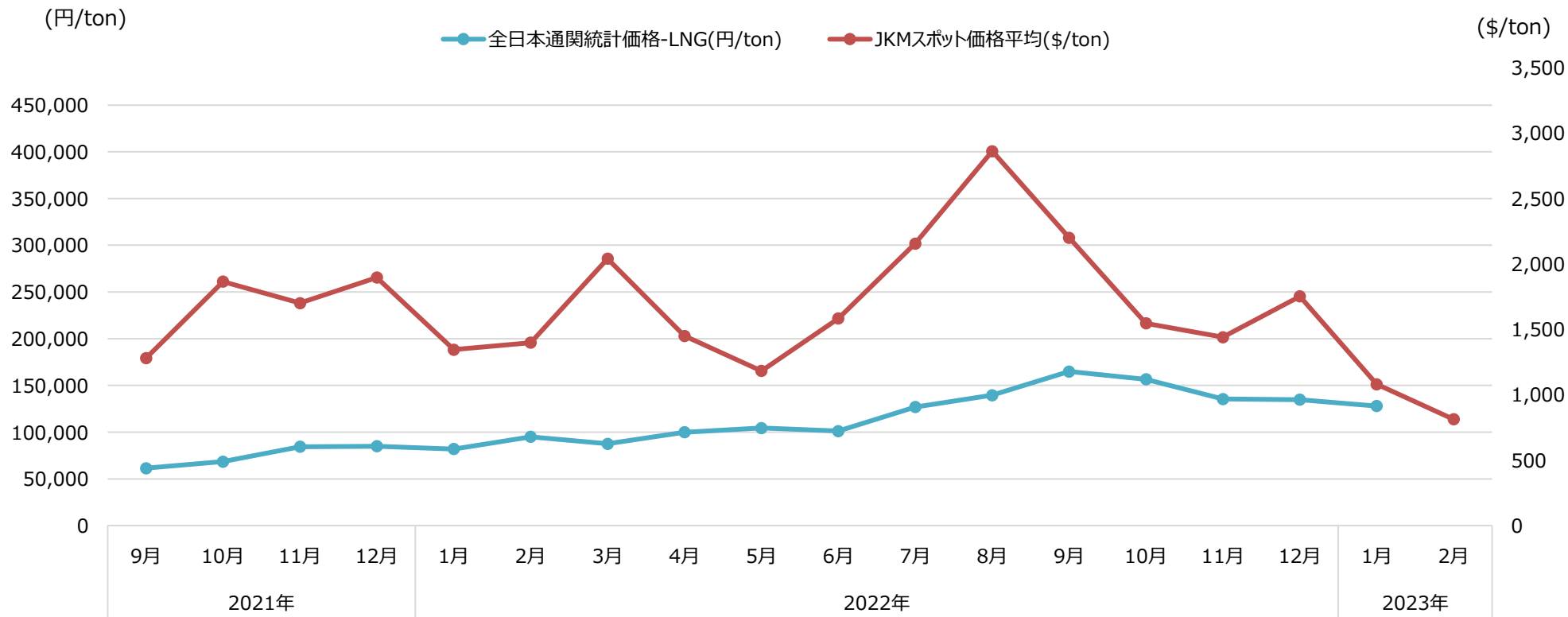
*2：豪州炭FOB価格は、ICE Newcastle Coal Futuresの最終取引日における終値（例：2022年12月価格 404.2\$/tonは2022年12月限の最終取引日である2022年12月30日の先物価格）を集計。

*3：2023年2月の価格は、未公表。2023年3月30日に「9桁速報値」が公表される予定。

【参考】燃料価格の推移（LNG）

- 足下で、LNGスポット価格は大幅に下落。
- 日本着ベースの価格（貿易統計価格）も昨年9月をピークに低下傾向。

全日本通関統計価格（LNG）とJKMスポット価格



| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 全日本通関統計価格(円/ton)*1 | 61,383 | 68,473 | 84,376 | 84,928 | 82,022 | 95,033 | 87,497 | 99,967 | 104,407 | 101,216 | 126,937 | 139,618 | 164,909 | 156,568 | 135,455 | 134,864 | 128,023 | *3 |
| JKMスポット価格平均(\$/ton)*2 | 1,280.3 | 1,864.7 | 1,701.2 | 1,896.6 | 1,344.7 | 1,398.5 | 2,040.4 | 1,450.0 | 1,182.2 | 1,583.1 | 2,156.1 | 2,861.7 | 2,200.4 | 1,546.7 | 1,440.7 | 1,752.5 | 1,080.3 | 813.5 |

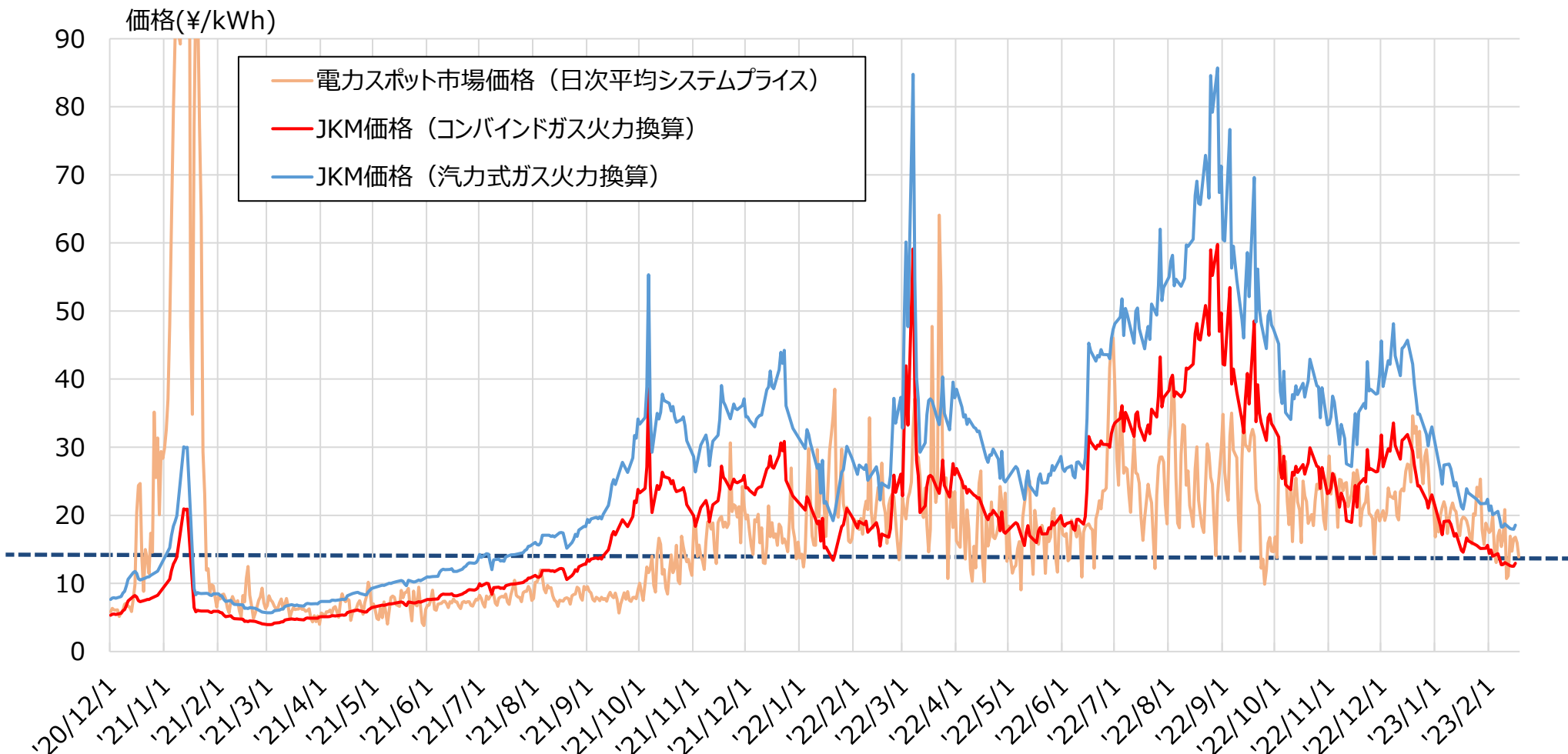
*1：財務省ホームページより事務局集計。なお、2023年1月の数値は9桁速報値。

*2：JKMスポット価格平均は、S&P Global Platts社JKM指標（日次）を月別に事務局で単純平均して集計。なお、MMBTU→tonへの換算は「×51.85」を使用。

*3：2023年2月の価格は、未公表。2023年3月30日に「9桁速報値」が公表される予定。

【参考】卸電力市場価格の推移

- スポット市場価格は、燃料価格（特にLNG価格）の低下等を受けて、昨年末以降、電力需要が多い冬期であるにもかかわらず、下落傾向。



※ LNG価格（発電単価換算）はS&P Global Platts社JKM指標から「発電コスト検証ワーキンググループ 令和3年9月報告書」の諸元に基づき、以下の方法で計算。

LNG価格(¥/kWh) = (JKM価格(\$/MMbtu) × 為替レート(¥/\$) × 単位換算係数(MJ/MMbtu) + 燃料諸経費(¥/MJ)) × 単位換算係数(kWh/MJ) × 熱効率係数 × 所内変換効率係数

※ 為替レートはその日の最終時点における通貨レートを使用。

※ 汽力式ガス火力の熱効率は38%、コンバインド式ガス火力の熱効率は54.5%として計算。

【参考】燃料価格等の採録期間に対する御意見等

- 料金制度専門会合における御意見（川合委員）

燃料費について、大きな影響を及ぼしている要因に為替があるが、過去1年で、1ドル113円から150円強の範囲で大きく変動している。その中で、申請の直近の3ヶ月の平均値で考えるのが適正なのか検討が必要ではないか。
- 「国民の声」における御意見
 - 最ピーク時である時点の燃料単価・為替価格で算出するのはいかがなものか。（中国）
 - 2022年7月から9月までの貿易統計価格の平均値を参照して今回の申請原価を算定していますが、2月10日時点で、為替、原油、石炭、LNGの全てが下落しています。申請した状況と現在は大幅に変わっておりますので、申請をそのまま認可することないようお願い申し上げます。（北陸）
 - 燃料費調整制度の見直し内容について、新しい基準燃料費価格が85400円となっているが、現時点での最新の3ヶ月平均価格が90200円となっていることから、90200円に設定するべきだと思います。可能であれば、審査の最終段階（3月）時点での最新の平均価格を反映させるべきだと思います。85400円であれば、4月以降も燃料費調整額がプラス1～2円程度になってしまいますので、納得がいきません。（東北）
 - 長期にみると為替ももどってきているので値上げの必要性もなくなっている。（東北）
- 消費者の視点からの疑問点・意見（消費者庁）

燃料費の価格動向については、申請時点から下落傾向にあるものもあるが、申請時点からの時点補正を行うべきではないか。

燃料費調整制度については、消費者保護の観点から、上限は1.5倍までと設定されているところであり、基準価格をより低く設定することが望ましい。

【参考】第7回物価・賃金・生活総合対策本部における総理発言（抜粋）

- 本年2月24日（金）に開催された第7回物価・賃金・生活総合対策本部において、総理大臣から経済産業大臣に対して、以下の指示があった。

電気料金などの高騰に対し、今月の請求分からの値引きを激変緩和措置として講じていますが、今後の見通しに対して、国民や事業者の不安の声が届いています。

そのため、西村経済産業大臣におかれては、まずは、電力の規制料金の改定申請に対して、あらゆる経営効率化を織り込み、直近の為替や燃料価格水準も勘案するなど、4月という日程ありきではなく、厳格かつ丁寧な査定による審査を行ってください。その上で、電力料金の抑制に向けた取り組み等について、3月中に検討結果をまとめてください。

為替を含む燃料価格の採録期間①

- 各事業者の申請における燃料価格の採録期間は、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力は2022年7月～9月、東京電力EPは2022年8月～10月、北海道電力は2022年9月～11月となっている。

※東京電力EPは自社で調達する燃料費は織り込まれていないものの、他社購入電力料等の算定に当たって、上記期間における燃料価格を参照している。

- これは、燃料費調整制度における基準燃料価格の採録期間が、料金算定規則で、申請の日の直前3か月の貿易統計価格を用いることと規定されていることから、燃料費調整制度と整合的な考え方となっている。

※ただし、東京電力EP・北陸電力については、燃料費調整制度における基準燃料価格の採録期間を申請の日の直近3か月としていないところ、後述する採録期間の変更を行わない場合には、合理的な理由があるか、別途確認する必要がある。

- そもそも、燃料費については、燃料費調整制度に基づき、為替も反映した円建て価格で月々の電気料金に自動的に反映されることとなるため、原価に織り込まれる燃料価格の採録期間をどのように設定するかは基本的には料金に影響を与えない。

※円建ての燃料価格が高騰している時期の価格を基準として原価に織り込んだ場合にも、その後、円建ての燃料価格が下落すれば、マイナスの燃料費調整が自動的に行われ、実際に請求される電気料金はその分低下することとなる。

※ただし、基準燃料価格が変われば、燃料費調整の上限価格（基準価格の150%）が変わることとなる。

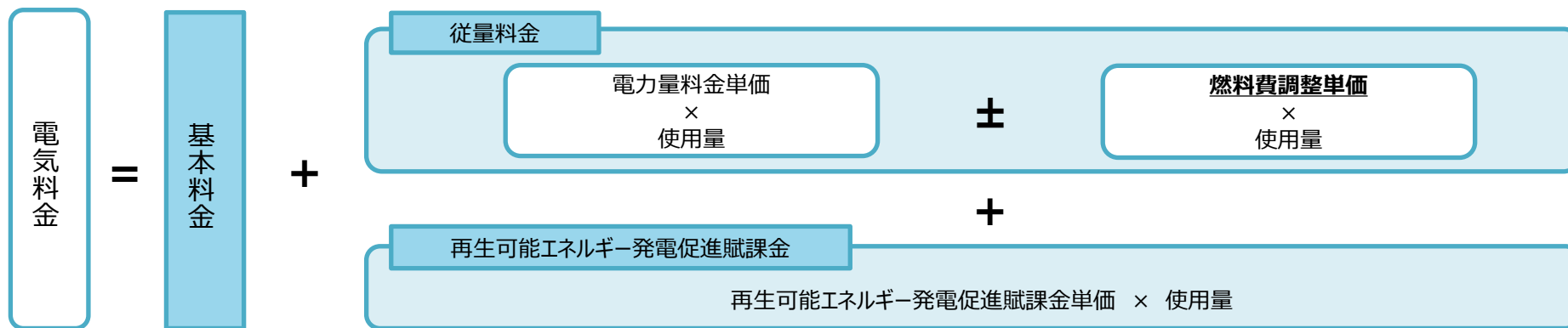
為替を含む燃料価格の採録期間②

- 一方、先述のとおり、公聴会や「国民の声」をはじめ、最新の為替や燃料価格を用いるべきとの御指摘を多方面からいただいていることから、**必ずしも需要家の理解・納得が十分に得られていない**可能性がある。
- こうした点も踏まえ、**燃料価格の採録期間をどのように考えるべきか。各社の申請上の採録期間が適切か。**あるいは**直近3か月（例えば、2022年11月～2023年1月）に更新することが適切か。**
- なお、国際的な燃料価格は足下で下落傾向にあるものの、日本着ベースの価格に反映されるまでには一定のタイムラグがあることから、**直近の日本着ベースの燃料価格が申請時点の価格よりも必ずしも下がっているとは限らない点に留意**する必要がある。
- また、仮に、料金算定に用いる燃料価格を変更することとなれば、メリットオーダーや供給力想定に影響を与え、ひいては**料金全体を算定し直す必要が生じる可能性がある点にも留意**する必要がある。

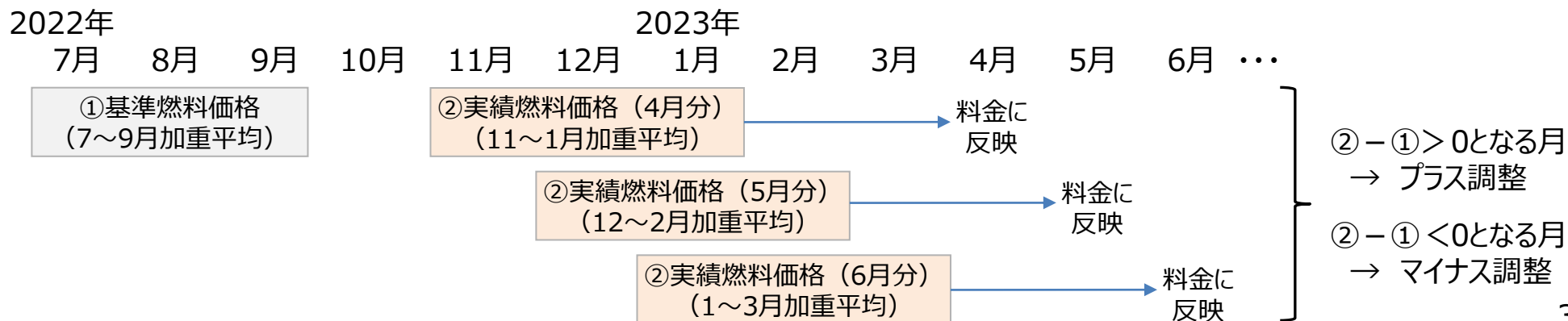
【参考】燃料費調整制度の概要

- 燃料費調整制度は、**原油・LNG・石炭の燃料価格**（為替を反映した円建ての日本着ベースの価格）の**変動**を、毎月の電気料金に反映する仕組み。
- ①**料金申請の直前3か月の貿易統計価格に基づいて算定した「基準燃料価格」と**、②**各月の3～5か月前の貿易統計価格に基づいて算定した「実績燃料価格」**の差を、燃料費調整単価に換算し、月々の電気料金に反映（※ただし、規制料金では、反映可能な範囲に上限有り）。

【電気料金の構成】



【燃料費調整の考え方】（※「2022年11月申請、2023年4月料金改定」の場合）



【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（抜粋）

（燃料費調整制度）

第四十条 事業者は、（中略）契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額（同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあっては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額）に第四項の規定により算定される基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額（以下「調整」という。）を行わなければならない。

2 基準平均燃料価格は、改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款の

認可の申請の日（中略）若しくは旧法第十九条第四項の規定により変更しようとする特定小売供給約款の届出の日において公表されている直近三月分（直近一月分を用いることができない合理的な理由があるときは、その前の直近三月分）の小売電気事業等の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。以下「燃料」という。）ごとの円建て貿易統計価格

（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。）の平均値に、小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量（メガジュールで表した量をいう。以下同じ。）を当該燃料の一キログラム当たりの発熱量で除して得た値（石油にあっては、一）に原価算定期間において小売電気事業等の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの（次項において「換算係数」という。）を乗じて得た額を合計した額とする。

3 実績平均燃料価格は、調整を行う月の五月前から三月前までの期間において小売電気事業等の用に供した燃料ごとの円建て貿易統計価格の平均値に、換算係数を乗じて得た額の合計額とする。

4 基準調整単価は、千円を単位として調整すべき一キロワット時当たりの単価として、原価算定期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和を小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量で除して得た値を当該期間における販売電力量で除して得た値を基に契約種別ごとに定めた単価であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たものとする。

燃料価格の採録期間の変更①

- 燃料価格を最新の貿易統計価格（2022年11月～2023年1月の3ヶ月平均）に変更した場合、各事業者の基準燃料価格の変化は以下のとおり。

【貿易統計価格の推移】

| | 2022/7 | 2022/8 | 2022/9 | 2022/10 | 2022/11 | 2022/12 | 2023/1 (9桁速報値) |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------------|
| 原油（円/kl） | 99,579 | 95,654 | 97,571 | 96,750 | 92,419 | 82,443 | 73,234 |
| LNG（円/ton） | 126,937 | 139,618 | 164,909 | 156,568 | 135,455 | 134,864 | 128,023 |
| 石炭（円/ton） | 51,329 | 51,222 | 53,236 | 56,870 | 59,180 | 52,559 | 49,045 |
| 為替（円/ドル） | 136.03 | 135.22 | 139.93 | 145.07 | 146.25 | 137.98 | 132.09 |

※2023年2月の値が公表されるのは、3月末の予定。

【各事業者の基準燃料価格】

| | 北海道 | 東北 | 東京EP | 北陸 | 中国 | 四国 | 沖縄 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 申請時の基準燃料価格 （円/kl） | 88,100 | 85,400 | 94,200 | 79,300 | 80,300 | 80,300 | 81,800 |
| 変更後の基準燃料価格 （円/kl） | 80,700 | 83,500 | 86,100 | 79,700 | 80,300 | 79,900 | 81,500 |

※「申請時」の燃料価格は、東北、北陸、中国、四国、沖縄は7～9月、東京EPは8～10月、北海道は9～11月の貿易統計価格をそれぞれ採用。

※「変更後」の燃料価格は、11～1月の貿易統計価格に、各事業者の電源構成に基づく係数（申請値）を乗じて算出。

燃料価格の採録期間の変更②

- 採録期間を変更した場合、貿易統計価格（3か月平均）の変化は以下のとおり。

※事業者は、必ずしも貿易統計価格をそのまま織り込んでいるわけではない点に留意が必要。

| 事業者 | 燃料 | 申請時 | | 直近（11月～1月） |
|---|------------|---------|--|------------|
| 東北・北陸・中国 四国・沖縄 （申請時は7～9月の 価格を採用） | 原油（円/kl） | 97,466 | | 82,572 |
| | LNG（円/ton） | 142,803 | | 132,509 |
| | 石炭（円/ton） | 51,875 | | 53,189 |
| | 為替（円/ドル） | 137.06 | | 138.77 |
| 東京EP （申請時は8～10月の 価格を採用） | 原油（円/kl） | 96,630 | | 82,572 |
| | LNG（円/ton） | 152,786 | | 132,509 |
| | 石炭（円/ton） | 53,483 | | 53,189 |
| | 為替（円/ドル） | 140.08 | | 138.77 |
| 北海道 （申請時は9～11月の 価格を採用） | 原油（円/kl） | 95,549 | | 82,572 |
| | LNG（円/ton） | 152,007 | | 132,509 |
| | 石炭（円/ton） | 56,336 | | 53,189 |
| | 為替（円/ドル） | 143.75 | | 138.77 |

卸電力市場価格の考え方・採録期間①

- 各事業者の申請における卸電力市場価格の考え方・採録期間等は、以下のとおり。

各事業者の申請概要

| | 北海道電力 | 東北電力 | 東京電力 EJジーパートナー | 北陸電力 | 中国電力 | 四国電力 | 沖縄電力 |
|-----------------------|--|--|--|-----------------------------------|-----------------------------------|---|--|
| 考え方 | エリアプライス <u>実績値+補正</u> | <u>第三者機関 (MPX) の想定値 +補正</u> | <u>TOCOMの 電力先物価格</u> 東エリア ベースロード | エリアプライス <u>実績値</u> | エリアプライス <u>実績値</u> | エリアプライス <u>実績値+補正</u> | システム プライス <u>実績値</u> |
| 採録期間 ・ 算定方法 | 申請前の 3年 （2019～21年度）の実績値を基に、申請前の3ヶ月（2022年9～11月、基準燃料価格と同期間）の平均値と同値となるよう補正 | MPX社データ（需給バランス等）と東北電力データ（基準燃料価格）を基に、想定値を計算 | 申請前の 1ヶ月 （2022年10月1日～31日） | 申請前の 1年 （2021年10月～2022年9月） | 申請前の 1年 （2021年10月～2022年9月） | 申請前の 1年 （2021年9月～2022年8月）の実績値を基に、2021年9～12月は2022年と同水準となるよう補正 | 申請前の 3ヶ月 （2022年7～9月、基準燃料価格と同期間） |
| 単純平均 価格 (円/kWh) | 26.23 | 38.65 | 35.60 | 20.72 | 20.32 | 21.42 | 24.85 |

※東京電力EPIにおいては、23年4月限～24年3月限の先物価格を採録している。

※沖縄電力においては、取引所取引は存在しないが、FIT購入において回避可能費用（スポット市場と時間前市場の加重平均）を使用している。

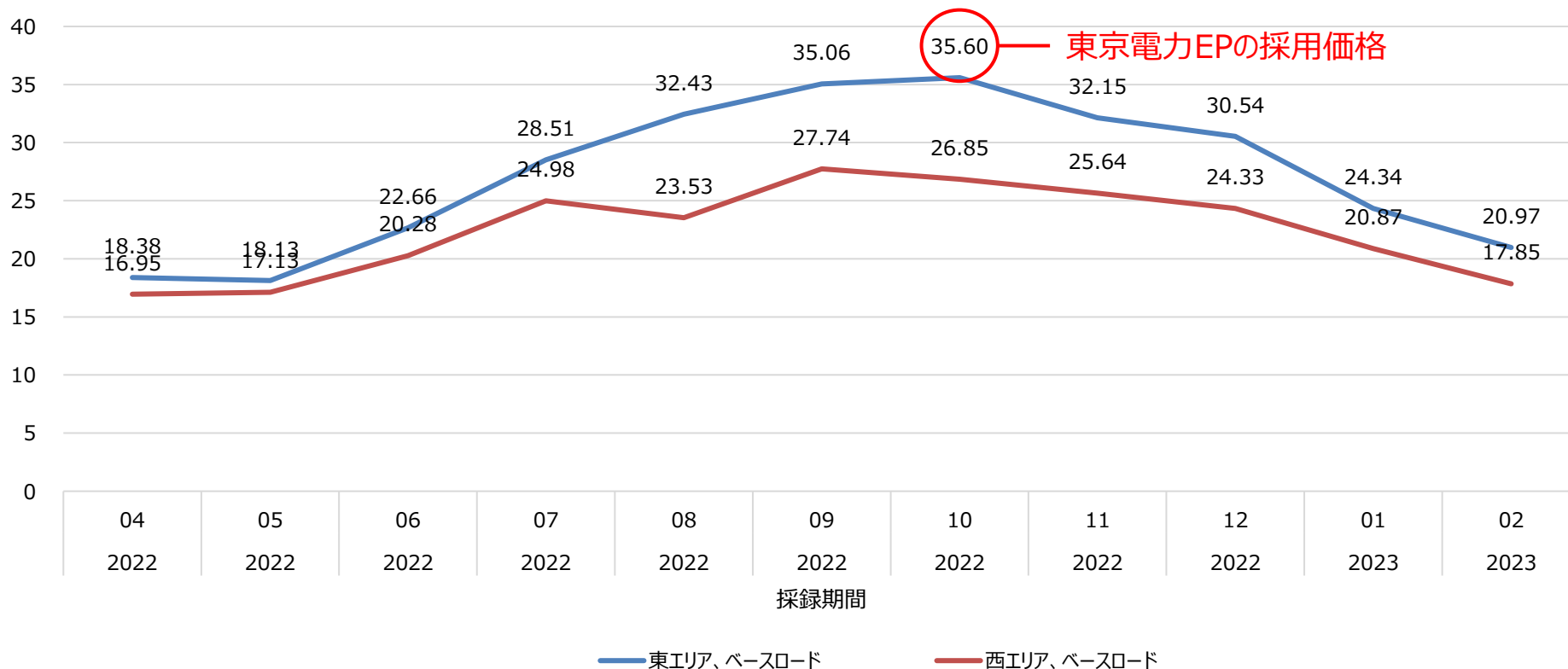
卸電力市場価格の考え方・採録期間②

- 卸電力市場価格については、原価算定期間においても変動することが見込まれる一方、現行の制度においては、燃料費とは異なり、燃料費調整制度のように、その変動を自動的に調整する仕組みが無い。
- そのため、燃料費のように、特定の採録期間を採用する制度的な必然性はないものと考えられる。こうした中、過去の料金審査では、申請前の過去1年の実績値を採用していた。なお、一般に、卸電力市場価格には季節性があることから、燃料費とは異なり、1年間の値を採用することに合理性があると考えられる。
- こうした点も踏まえ、卸電力市場価格の考え方・採録期間について、どのように考えるべきか。
- そもそも、先述のとおり、事業者によって考え方が大きく異なる。大別すると、①過去実績値、②第三者機関による将来予測値、③電力先物価格を採用している事業者が存在する。この点、どのような考え方が合理的か。エリアの違いこそあるものの、同じ市場の価格であることを考えれば、申請者によって考え方が大きく異なるのは望ましくなく、基本的に考え方は統一すべきか。
- また、採録期間について、各事業者の申請時点の数値を採用することが適切か。あるいは、直近の数値に更新することが適切か。

【参考】電力先物価格の推移

- 足下では、電力先物価格も下落傾向。

TOCOM電力先物価格（2023年度各限月の価格の単純平均値）（円/kWh）



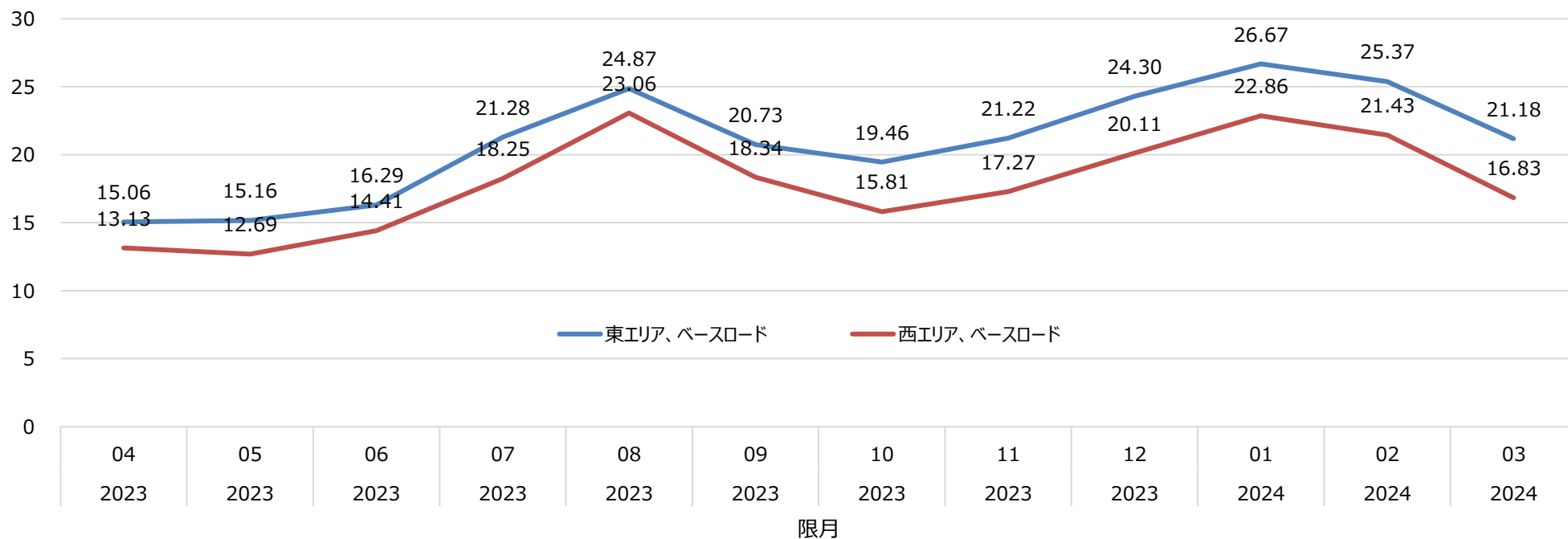
※上記グラフは、2023年度の各限月の電力先物価格の平均値をプロットしたもの。例えば、2023年2月時点では、2023年4月～2024年3月限の先物商品（東エリア、ベースロード）の価格の平均が20.97円/kWhとなることを表している。

※なお、東京電力EPは、2022年10月時点の価格（平均35.60円/kWh）を採用している。

【参考】電力先物価格の見通し（採録期間を2月（1ヶ月）とする場合）

- 2023年2月時点における、2023年度各限月の先物価格は、以下のとおり。
- 23年度の単純平均は、東エリアで20.97円/kWh、西エリアで17.85円/kWhとなる。

TOCOM電力先物価格（2023年2月に採録した23年4月～24年3月限の価格）



料金制度専門会合（第37回）における委員からの御意見

- 燃料費調整制度が適用されるので、採録期間をどの期間にしても電気料金には影響を与えないと理解。留意点としては上限価格は変わることになり得るが、基本的には電気料金に影響を与えない。一方、公聴会や国民の声をはじめ、最新の為替や燃料価格を用いるべきとの御指摘が多いことは重く受け止める必要がある。できる限り直近の数字を使うのが良いのではないかと。（華表委員）
- 直近三ヶ月をとるか、申請前の三か月をとるかは、結局は中立的な話。燃調の上限価格が変わるだけで、発電台の問題だが、昨今の色々な御意見を踏まえれば、直近のものをできるだけ使う方が説明はしやすいと思う。（川合委員）
- 再計算するのはかなりの労力がかかる。ルール通りにやっているのに、そういう大きなコストがあることを考えれば、申請前の三か月を採用するのも充分あり得る選択肢、合理的な選択肢だと思う。一方、燃調で上限価格を除けば中立になることは、いろんな形で繰り返し繰り返し説明しているが、なかなか理解していただくのが難しい現状を考えれば、とても大きなハードルがあることも事実で、それも大きなコストだと考えると、事務のコストとどっちをとるのか、という決断になる。（松村委員）
- 結果的に中立だとわかりながら、電力事業者の皆さんに、もう一回計算してください、というのを何とも心苦しいと思っていたが、ただやはり、公聴会の議論をみても、燃調がここまで理解されていないのかというの、感じるところがある。1.5倍の上限価格が引き下げになるところにこだわりを持ったご意見を持っていらっしゃる、というの聞こえてくるし、料金は中立と言いつつも、その直近の値でもう一回計算し直すということをやらざるを得ないのかな、と
思っている。（圓尾委員）
- 燃調の制度、本当にほとんどの方は理解されていないという現状は、報道を見ていてそんな気もするので、その分かりやすさを第一の論点として考えればいいのかなという気がする。燃調の上限価格に少しでも影響する、わずかにでも実質的なことがある以上は、直近の期間で決められた方が分かりやすいのではないかと。（梶川委員）